

しょう 障がい ふくし 福祉サービス りょう て び 利用の手引き



しょう 障がいの ある かが
あんしん 安心して暮らすために
しょう ふくし 「障がい福祉サービス」が
りょう 利用できます。

そうだん
まずは相談してみませんか？



Q. 障がい福祉サービスとは、どんなものですか？

A. 障がいのある方の生活をサポートするサービスです。

(例)・事故で手足に麻痺が残り、家事が難しい。⇒ 家事援助のサービスがあります。

・精神障がいがあるが働く訓練がしたい。⇒ 障がいに配慮した働く訓練のできる作業所があります。

●このほかにも、様々なサービスがあります。

●支援が必要な児童のためのサービス（障がい児通所支援）もあります。

Q. 障がい福祉サービスは、だれでも利用できますか？

A. 障がい者手帳をお持ちの方なら、だれでもお使いいただけます。

一部、利用に条件のあるサービスがあります。

また、障がい者手帳をお持ちでなくても、お使いいただける場合があります。

●介護保険対象の方は、介護保険サービスの利用が優先されます。



Q. 障がい福祉サービスの利用は、費用がかかりますか？

A. 利用料がかかりますが、世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

世帯の範囲は、障がいのある方の場合、ご本人とその配偶者になります。児童（18歳未満）が利用する場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯になります（施設入所の18、19歳を含む）。

●市民税非課税世帯の場合、利用料は無料になります。

●食費・光熱水費等がかかる場合は、実費負担が必要です。

Q. 障がい福祉サービスを使うには、どうしたらいいですか？

A. まずは境港市役所（福祉課）にご相談ください。

必要な手続きをご案内します。次に「利用計画」（大人の場合は「サービス等利用計画」、児童の場合は「障がい児支援利用計画」）を立てていただきます。

Q. 「利用計画」とは、なんですか？

A. 障がいのある方の希望する生活イメージを描き、実現するために何が必要かをまとめた「生活の設計図」です。

「利用計画」は、相談支援事業所の相談支援専門員（※）に頼めば、一緒に作ってもらうことができます。費用は無料です。

※相談支援専門員…サービスを利用される方やご家族の希望等を聞き取り、まとめるほか、その方にあったサービスの提案をしたり、サービスに関する様々な相談に対応します。

●相談の秘密は守られますのでご安心ください。

●相談支援事業所を利用せず、ご自分（ご家族を含む）で計画を作成するセルフプランもあります。

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画 作成の流れ

① 申請

サービス利用を希望する方は、市に障がい福祉サービスの申請をします。

② 計画作成依頼・契約

計画作成を手伝ってくれる相談支援事業所に依頼し、契約します。

③ 計画案作成

相談支援事業所と一緒に「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」の「案」を作り、境港市役所（福祉課）へ提出します。

④ 支給決定

市は「計画案」を参考にして支給決定を行い、受給者証を発行します。

⑤ サービス担当者会議

ご本人やご家族、関係者で支援の方針や目標、支援内容等を確認します。

⑥ 計画の完成

サービス担当者会議の意見を取り入れ、「計画」を完成させ、利用者の同意をいただきます。完成した「計画」は、関係するサービス提供事業所等にも配付します。

⑦ サービス利用開始

サービスの利用が始まります。その後も定期的な利用状況の確認・見直し（モニタリング）が行われます。必要に応じてサービス等の追加・変更もできます。



市内の相談支援事業所

- 障害者支援センターさかいみなと（外江町 2072）
TEL:0859-44-2520 FAX:0859-44-2526
- ケアプラン孫の手（夕日ヶ丘 2-88）
TEL:0859-21-7390 FAX:0859-36-8566
- 境港市社会福祉協議会（竹内町 40）
TEL:0859-45-6116 FAX:0859-45-6146
- 相談支援事業所まほろば（外江町 2230-1）
TEL:0859-46-0032 FAX:0859-46-0031

しょう かた かぞくとう さまざま そうだん う じょうほうていきょう じょげん しょう ふくし
障がいのある方やご家族等からの様々な相談をお受けし、情報提供や助言、障がい福祉サ－
ビスの利用援助、関係機関との連携調整など、総合的な相談支援を行っています。

TEL : 0859-44-2520 FAX : 0859-44-2526

TEL : 0859-36-2005 FAX : 0859-36-2007

しょう ふくし りよう てつづ かくしゅせいど りよう
障がい福祉サービス利用の手続き、各種制度の利用や
けんりようご せいねんこうけんせいど りよう さべつ ぎゃうたい かん
権利擁護（成年後見制度の利用や差別、虐待）に関する
そうだんとう う
相談等をお受けしています。

TEL : 0859-47-1121 FAX : 0859-42-5987

[illegible]

(R3.4 発行)